

# **(仮称) 清水町まちづくり基本条例提言書**

**～町民誰もが参加する**

**協働のまちづくりを目指して～**

**平成16年10月**

**まちづくり基本条例検討委員会**

## 1 (仮称)清水町まちづくり基本条例案の概要

本検討委員会が検討した「(仮称)清水町まちづくり基本条例案」は、平成15年9月5日の第1回検討委員会より、12回の検討委員会を開催し、約1年間の時間をかけて、清水町に相応しい条例を模索してきました。

本検討委員会では、なぜ基本条例を作るのかの論議から始まり、「町民参加」「情報共有」「町長・行政・住民の責務と協働」「委員等の公募」「住民投票」をまちづくり基本条例の5本柱として、それぞれの内容について議論を深め、この条例に規定する条文を検討してきました。

「町民憲章」が掲げる「豊かで明るい町」を私たちが目指す理想の町として、その理想の町の実現に必要な「町民誰もが参加する協働のまちづくり」をこの条例の理念とすることを、前文に思いを込めて述べています。

私たちは、町民が主役となる協働のまちづくりを進めるためには、行政が持つさまざまな情報を公開し、町民と共有することが、まちづくりへの「町民参加」の前提条件であると考えました。

町の政策や計画の立案、条例の制定などに当たって、町は必要な情報を公開・説明して、私たち自身が考え、色々な場面で、自分の意見を述べる事が出来るよう「情報の共有と提供」と「町民意見提出制度」を盛り込みました。

一方、私たち町民は、自ら地域の一員であることを自覚して、発言と行動に責任を持ち、町民同士が協力して、まちづくりに積極的に参加することを「町民の責務」として規定しました。

また、町民の代表である議員も、町政の調査・監視の役割を果たし、議員としての活動を町民に説明することで情報を共有し、町民と連携し、この条例の理念の実現という共通の目的を達成するため、行政とも協働してまちづくりを行うことと定めています。

しかし、私たち町民も、さまざまな意見により、ひとつの方向に定まらないことがあります。住民同士の活発な議論を前提に、最大限住民の意見を取り入れる制度として「住民投票」を条例に明記しました。

今回提言する「まちづくり基本条例案」は、完成したものではありません。時の流れによって、社会や町を取り巻く情勢も変化します。その中で、「まちづくり基本条例」が、町民とともに「成長する条例」であるために、審査会を設けて、条例の見直しを継続的に行うこととしました。併せて「まちづくり基本条例」の定める規定が、行政が行なうまちづくりに活かされているかの検証も行なうこととしました。

この条例を、清水町のまちづくりに最大限尊重することとして、清水町の自治の基本となる「(仮称)清水町まちづくり基本条例案」を提言いたします。

## 2 (仮称)清水町まちづくり基本条例案

### 清水町まちづくり基本条例

#### 目次

#### 前文

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 用語の定義
  - ( 1 ) 町民
  - ( 2 ) 町民参加
  - ( 3 ) 協働
- 第 3 条 町民参加の原則
- 第 4 条 町民参加の保障
- 第 5 条 町民の責務
- 第 6 条 行政の責務
- 第 7 条 議会の責務
- 第 8 条 情報の共有と提供
- 第 9 条 個人情報保護
- 第 10 条 委員等の公募
- 第 11 条 説明責任
- 第 12 条 町民意見提言制度
- 第 13 条 住民投票
- 第 14 条 条例の位置づけ
- 第 15 条 審議会の設置
- 第 16 条 条例の見直し
- 第 17 条 委任

町民憲章（昭和41年11月制定）は、町民自らが策定したみんなの誓いであり、その理想は今日でも私たちの願いです。

先人たちから受け継いだ豊かな自然環境を守り育て、誰もが安心して暮らせる安全な地域をつくっていくことは、私たちの務めでもあります。

これからの時代は、私たち町民こそがまちづくりの主役であることをはっきりと意識し、町民、行政、議会が立場にとらわれず、誰もが清水町を担っている大切な一員であるという原点に立って、みんなで情報を共有し、互いに尊重し合い、助け合い、協働し、一人ひとりがそれぞれの立場で、まちづくりに参加することが求められています。

それこそが本当のまちづくりであり、民主主義の基本であると考えます。

このような考えに基づき、私たち自身が一步ずつ成長し、次の世代に残せる住みよい町を築いていくことを目指し「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念を実現するために、この条例を制定します。

#### （条例の目的）

第1条 この条例は、町民、行政、議会が、互いに尊重し合い、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本的なことがらを定めることを目的とします。

#### （用語の定義）

第2条 この条例において使われる用語は、次のように定義します。

- （1）町民 「町民」とは、町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内法人、団体をいいます。
- （2）町民参加 「町民参加」とは、町の計画や政策立案に町民の意思が反映されることや、まちづくりへのさまざまな形での町民の活動をいいます。
- （3）協働 「協働」とは、町民、行政、議会が、それぞれの役割と責任を自覚して、互いを尊重し、協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

#### （町民参加の原則）

第3条 町民は、まちづくりの主役であり、町政に関する情報を知る権利を持っており、町の政策や計画などのさまざまなまちづくりに参加する権利を持っています。

- 2 町民は、まちづくりへの参加について平等の権利を持っており、社会的又は経済的環境の違いや、性別、国籍、信条、心身の状況などにより、差別されません。

- 3 まちづくりへの参加は、町民の自主的な行動であり、参加、不参加による差別的な扱いを受けません。
- 4 満20歳未満の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利があります。

(町民参加の保障)

第4条 町は、まちづくりの基本となる計画や条例の立案、重要な政策の決定に当たっては、町民参加に必要な情報の公開、案の決定に至るまでの手続き、町民参加の方法を明らかにして、町民のまちづくりへの参加を推進しなければなりません。

(町民の責務)

第5条 町民は、地域の一員として自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参加し、互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。

(行政の責務)

- 第6条 町長は、町の代表者として積極的に、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民、議会と協働して、この条例の理念の実現に努めます。
- 2 町職員は、自らも地域の一員であることを認識して、職務能力の向上に努めるとともに、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
  - 3 町は、地域活動や地域の奉仕活動を尊重し支援します。
  - 4 町の執行機関は、積極的に町政に関する情報をわかりやすく提供し、まちづくりへの町民参加の推進を図ります。

(議会の責務)

- 第7条 議会は、行政が公正でかつ計画的に運営されているかどうかを調査、監視するとともに、町民、行政と協働して、この条例の理念の実現に努めます。
- 2 議会は、議会活動についての情報を、町民にわかりやすく説明しなければなりません。
  - 3 議員は、町民を代表して、町民の意思が行政に反映されるよう連携に努めます。

(情報の共有と提供)

第8条 町の行政や財政、まちづくりについての情報は、町民すべてが共有するものとします。

2 町は、町政にかかわる情報を、町民に対して、わかりやすく速やかに提供しなければなりません。

( 個人情報の保護 )

第 9 条 町は、個人の権利や利益などが損なわれることがないように、個人情報を保護します。

( 委員等の公募 )

第 10 条 町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれに類する組織の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

2 前項の委員を選出する際には、幅広い意見を取り入れるために、男女の比率や地域、年齢に配慮した人材の登用に努めなければなりません。

( 説明責任 )

第 11 条 町は、まちづくりの基本となる計画、財政、条例、事業評価などの内容や、重要な政策の意思決定過程について、町民に積極的にわかりやすく説明しなければなりません。

2 町は、町民からの意見や要望に対して速やかに回答し、わかりやすく説明しなければなりません。

( 町民意見提出制度 )

第 12 条 町は、重要な計画や政策の策定、条例の制定などに際しては、事前に広く町民の意見を求めるために、町民が意見を提出できる制度を設けます。

2 町は、この制度に基づいて提出された意見や提言について速やかに公表するとともに、その意見を尊重しなければなりません。

( 住民投票 )

第 13 条 町民は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて、有権者の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表から町長に対して住民投票を請求することができます。

2 議員は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を発議することができます。

3 町長は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて、前 2 項及び自らの発議により、議会の議決を経て条例を定めることにより、住民投票を実施することができます。

- 4 住民投票の実施に必要な手続や事項は、前項の条例において定めます。
- 5 町長と議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

( 条例の位置づけ )

第 1 4 条 この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、他の条例や規則などの制定に際しては、この条例の理念と目的を最大限に尊重しなければなりません。

( 審査会の設置 )

第 1 5 条 町は、この条例がどのように行政に反映されているかを審査するために「清水町まちづくり基本条例審査会」を別に設けます。

( 条例の見直し )

第 1 6 条 町は、施行後、3年を越えない期間ごとに、この条例が協働のまちづくりの推進のためにふさわしいかを見直します。ただし、必要が生じた場合は、その都度、見直しをすることができます。

( 委任 )

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 3 (仮称)清水町まちづくり基本条例の解説

町民憲章(昭和41年11月制定)は、町民自らが策定したみんなの誓いであり、その理想は今日でも私たちの願いです。

先人たちから受け継いだ豊かな自然環境を守り育て、誰もが安心して暮らせる安全な地域をつくっていくことは、私たちの務めでもあります。

これからの時代は、私たち町民こそがまちづくりの主役であることをはっきりと意識し、町民、行政、議会が立場にとらわれず、誰もが清水町を担っている大切な一員であるという原点に立って、みんなで情報を共有し、互いに尊重し合い、助け合い、協働し、一人ひとりがそれぞれの立場で、まちづくりに参加することが求められています。

それこそが本当のまちづくりであり、民主主義の基本であると考えます。

このような考えに基づき、私たち自身が一步步成長し、次の世代に残せる住みよい町を築いていくことを目指し「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念を実現するために、この条例を制定します。

#### 解説

この前文は「まちづくりの主役は町民」であることを再認識して、町民、行政、議会が互いに尊重し、協力し合って、自分たちの町を築き上げていくことが大切であることを「思いを込めて」述べたものです。

この条例と町民憲章との関わりなど「条例の目的」を補完して、町民憲章に掲げられている理想のまちをつくるため「町民誰もが参加する協働のまちづくり」の実現が必要であることを明記しました。

#### (条例の目的)

第1条 この条例は、町民、行政、議会が、互いに尊重し合い、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本的なことがらを定めることを目的とします。

#### 解説

「町民誰もが参加する協働のまちづくり」を進めるためには「情報の共有」が大前提であるとともに「協働のまちづくりを進めるための基本的なことがらを定める」ことをこの条例の目的として明記しました。

(用語の定義)

第2条 この条例において使われる用語は、次のように定義します。

- (1) 町民 「町民」とは、町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内法人、団体をいいます。
- (2) 町民参加 「町民参加」とは、町の計画や政策立案に町民の意思が反映されることや、まちづくりへのさまざまな形での町民の活動をいいます。
- (3) 協働 「協働」とは、町民、行政、議会が、それぞれの役割と責任を自覚して、互いを尊重し、協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

解説

この条例の中で重要な用語である「町民」「町民参加」「協働」についてその意味を説明しています。

この条例では、清水町に住所を有しない通勤者、通学者や、町内に事務所や活動の拠点を置く法人、団体もまちづくりの大切な担い手と考え「町民」と位置付けました。

町民憲章が掲げる理想のまちをつくることを目標として、町民も役場も議会も、それぞれの役割を果たし、同じ目標に向かってまちづくりに取り組むことを「協働」と定義しました。

(町民参加の原則)

第3条 町民は、まちづくりの主役であり、町政に関する情報を知る権利を持っており、町の政策や計画などのさまざまなまちづくりに参加する権利を持っています。

- 2 町民は、まちづくりへの参加について平等の権利を持っており、社会的又は経済的環境の違いや、性別、国籍、信条、心身の状況などにより、差別されません。
- 3 まちづくりへの参加は、町民の自主的な行動であり、参加、不参加による差別的な扱いを受けません。
- 4 満20歳未満の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利があります。

解説

この条文では、町民はまちづくりに「20歳未満の町民も含めて、誰もが平等に参加する権利」を持つとともに「まちづくりへの参加は自主的で、参加しない、参加できないことで差別を受けないこと」を定めました。

しかし、まちづくりの主役は町民であり、行政にお任せではなく、町民が自ら考え行動する「参加する責務」もあることについては第5条に規定しました。

(町民参加の保障)

第4条 町は、まちづくりの基本となる計画や条例の立案、重要な政策の決定に当たっては、町民参加に必要な情報の公開、案の決定に至るまでの手続き、町民参加の方法を明らかにして、町民のまちづくりへの参加を推進しなければなりません。

解説

「総合計画や各分野の基本となる計画」や「まちづくりの基本方針を定める条例」の立案「町政運営の基本となる政策」を決定する際に、町は「必要な情報の公開」や「案が決定されていくまでの手続き」について、町民の意見をどのように反映していくかなど「町民参加の方法」を明らかにして、町民のまちづくりへの参加を推進することを決めました。

(町民の責務)

第5条 町民は、地域の一員として自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに積極的に参加し、互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。

解説

責務とは「責任と義務」であり、この条文で町民は「自分の発言と行動に責任を持つこと」と「互いに協力して、協働のまちづくりの実現に努める義務があること」を定めました。

(行政の責務)

第6条 町長は、町の代表者として積極的に、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民、議会と協働して、この条例の理念の実現に努めます。

2 町職員は、自らも地域の一員であることを認識して、職務能力の向上に努めるとともに、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

3 町は、地域活動や地域の奉仕活動を尊重し支援します。

4 町の執行機関は、積極的に町政に関する情報をわかりやすく提供し、まちづくりへの町民参加の推進を図ります。

解説

この条文では「町長」「町職員」「町」などの責務について定めています。

「町長」は町の代表者として、町民、議会とともに、積極的に協働のまちづくりの実現に努めることを責務として定めています。

町長の指揮統轄のもと「町職員」は、能力の向上に努力して、町の仕事を誠実かつ効率的に行い、町として町民のさまざまな活動を支援することを責務としました。

町や教育委員会、農業委員会などの執行機関は、町民参加の推進のため、町政に関する情報を積極的に提供することを責務として明記しました。

(議会の責務)

第7条 議会は、行政が公正でかつ計画的に運営されているかどうかを調査、監視するとともに、町民、行政と協働して、この条例の理念の実現に努めます。

2 議会は、議会活動についての情報を、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

3 議員は、町民を代表して、町民の意思が行政に反映されるよう連携に努めます。

解説

「議会」は、協働のまちづくりの実現のため、町政の調査と監視の役割を果たし、議会の活動を町民に説明することを責務として明記しました。

「議員」は町民との連携により、その意思を町政に反映されるよう努力することを責務としました。

(情報の共有と提供)

第8条 町の行政や財政、まちづくりについての情報は、町民すべてが共有するものとします。

2 町は、町政にかかわる情報を、町民に対して、わかりやすく速やかに提供しなければなりません。

解説

まちづくりについての情報は、町民と共有すべきものであり、町はわかりやすく、速やかに提供することを明記しました。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利や利益などが損なわれないよう、個人情報を保護します。

解説

まちづくりについての情報を公開するにあたり、プライバシーに配慮して、個人の権利や利益が損なわれないよう保護することを明記しました。

(委員等の公募)

第10条 町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれに類する組織の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

2 前項の委員を選出する際には、幅広い意見を取り入れるために、男女の比率や地域、年齢に配慮した人材の登用に努めなければなりません。

解説

まちづくりへの町民参加の代表的なものとして、審議会委員などについては、さまざまな意見を取り入れ、まちづくりに反映させるため、委員の公募に努力することを明記しました。

また、公募の実効性を高めるため、委員選任の際の手続き等については、規則等で別に定める必要があります。

(説明責任)

- 第11条 町は、まちづくりの基本となる計画、財政、条例、事業評価などの内容や、重要な政策の意思決定過程について、町民に積極的にわかりやすく説明しなければなりません。
- 2 町は、町民からの意見や要望に対して速やかに回答し、わかりやすく説明しなければなりません。

解説

「総合計画や各分野の基本となる計画」や「予算、決算」「まちづくりの基本方針を定める条例の制定、改廃」「町の事務事業の評価」などの内容について、町は、わかりやすく説明すること、まちづくりに大きな影響を与える政策については、その意思決定過程についても説明することを明記しました。

町は、町民からの意見や要望に速やかに対応し、説明することを明記しました。

(町民意見提出制度)

- 第12条 町は、重要な計画や政策の策定、条例の制定などに際しては、事前に広く町民の意見を求めるために、町民が意見を提出できる制度を設けます。
- 2 町は、この制度に基づいて提出された意見や提言について速やかに公表するとともに、その意見を尊重しなければなりません。

解説

「総合計画や各分野の基本となる計画」や「まちづくりの基本方針を定める条例」の制定、改廃「町政運営の基本となる政策」の立案などに対して、町民が意見を提出できるよう制度として設けることを明記しました。また、提出された意見等は聞きっぱなしではなく、公表し、尊重することを明記しました。

(住民投票)

- 第13条 町民は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて、有権者の50分の1以上の者の連署をもって、その代表から町長に対して住民投票を請求することができます。
- 2 議員は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を発議することができます。
- 3 町長は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて、前2項及び自らの発議により、議会の議決を経て条例を定めることにより、住民投票を実施することができます。
- 4 住民投票の実施に必要な手続や事項は、前項の条例において定めます。
- 5 町長と議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

#### 解説

この条文を設けなくても、地方自治法の規定で住民投票は可能な制度ですが、「町民による住民投票の請求」「議員による住民投票の発議」「町長による発議と住民投票の実施」について、地方自治法での定めをわかりやすく記載しました。また、町長と議会は住民投票の結果について尊重することを明記しました。

町民が住民投票の実施を請求する際には、署名とともに住民投票条例案が付けられて、その代表者から町長に住民投票の実施を求めます。町長は自分の意見を付けて議会の審議に上げ、最終的に議会が住民投票条例の制定すなわち住民投票の実施の可否について議決を行うこととなります。必要な手続きや投票資格などはその都度、住民投票条例で定めて実施されます。

#### (条例の位置づけ)

第14条 この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、他の条例や規則などの制定に際しては、この条例の理念と目的を最大限に尊重しなければなりません。

#### 解説

本来、条例に上下関係はありませんが、この条例が他の条例の基本となる条例と位置付け、条例の制定や改正において、最大限に尊重されるよう定めることで、この条例の最高規範性を表現しました。

#### (審査会の設置)

第15条 町は、この条例がどのように行政に反映されているかを審査するために「清水町まちづくり基本条例審査会」を別に設けます。

#### 解説

この条例に規定されていることがらについて、実行されているかどうかを点検する組織として「清水町まちづくり基本条例審査会」の設置を明記しました。「清水町まちづくり基本条例審査会」の具体的な内容については規則等で定める必要があります。

#### (条例の見直し)

第16条 町は、施行後、3年を越えない期間ごとに、この条例が協働のまちづくりの推進のためにふさわしいかを見直します。ただし、必要が生じた場合は、その都度、見直しをすることができます。

#### 解説

この条例の内容について、施行後の財政運営の状況や社会情勢の変化などから、3年を

越えない期間ごとに見直すことを明記しました。また、3年ごとの期間にこだわらず、必要と認められる事由が発生した場合について、遅滞なく見直しをすることができることとしています。

この条例を不変的なものとは考えず、実際の条例の運用による積み重ねなどにより、町民、行政、議会がともに条例を育てていくという考え方です。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

#### 解説

簡素で、町民に読まれる「わかりやすい条例」とするため、基本的なことを条文に盛り込み、手続き等具体的事項は規則等に委ねることとしました。

#### 4 (仮称)清水町まちづくり基本条例案に対する付帯意見

- (1) この条例案は清水町のまちづくりに関する基本的なことがらを定めた条例であるので「清水町まちづくり基本条例」としましたが、条例についての関心を高める方法として、条例の趣旨に沿う条例の名称を町民から公募することについて検討願いたい。
- (2) 第12条に規定した「町民意見提出制度」は、町の重要な計画や政策の立案、条例の制定などに際して、町民から意見や対案などを提出する制度です。具体的な手法を規則に定める際には、町民が意見などを提出しやすいような仕組みとなるよう十分に検討していただきたい。
- (3) 政策形成段階で町民が参加できるルールとして、町民委員会の設置など、政策決定システムの明確化について検討願いたい。あわせて事業評価手法を取り入れていただきたい。
- (4) 私たちが提言しました「清水町まちづくり基本条例案」の条文内容を著しく変更する場合は、その内容を示すようにしていただきたい。
- (5) 条例の趣旨が広く町民に理解されるよう講演会や広く町民の意見を聞くフォーラムなどを開催するとともに、ポスター、カードなどの全戸配布や、「広報しみず」での継続的な掲載、ホームページの活用など積極的な啓蒙、浸透策を講じていただきたい。
- (6) 本条例に基づいた積極的なまちづくりの推進を期待します。

#### 5 今後の取り組みに対する意見

- (1) この条例の制定によって、情報共有を実行するため行政情報を提供する仕組みの整備や、町民意見が反映された透明性の高い、わかりやすい政策決定システム等の構築などが必要と考えられます。  
町民みんなが参加する協働のまちづくりという考え方に沿って、この条例を運用しながら、十分な議論を重ねて、まちづくりの熟度を高めていく必要があります。

## 【参考資料】

### まちづくり基本条例検討委員会委員名簿

相原 武  
阿部 剛裕  
出田 基子  
太田 清子  
大月 帛子  
大野 春雄  
川端 和仁  
川上 均  
北村 光明  
高金 信昭  
高野 勝仁  
田中 俊英（委員長）  
八木 正明（副委員長）  
横山 美貴子

委員 14名（男 10名 女 4名）（五十音順）

### アドバイザー

北海道東海大学国際文化学部教授 馬淵 悟 氏

### まちづくり基本条例検討委員会設置要綱

#### （設置目的）

第1条 公正で信頼される町政の推進を図るため、まちづくりの理念や基本原則を明らかにする（仮称）「清水町まちづくり基本条例」（以下「基本条例」という）を制定するにあたり、「まちづくり基本条例検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

#### （所管事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため必要な事項を検討し、本町に相応しい基本条例を町長に提言する。

#### （組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、性別・年齢・職業等の偏りがないよう考慮して町長が委嘱する。

（1）公募による町民

（2）公募による町職員

(3) その他、町長が指名する町民及び町職員

2 委員会にアドバイザー 1 名を置く。

3 アドバイザーは学識経験者から、町長が委嘱する。

4 委員及びアドバイザーの任期は、2 年以内とし、前条の規定による最終の提言がなされた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長は招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることが出来る。

3 会議及び会議録は原則公開とし、広く町民の意見を求めることに努めるものとする。ただし、委員会の審議に内容等により、委員会の総意により、これを非公開とすることが出来る。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことが出来る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課政策室企画政策係において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による最終の提言がなされた日に、その効力を失う。

## まちづくり基本条例検討委員会開催経過

### 第1回目

平成15年9月5日 清水町役場 2階 庁議室 18:30~21:00

#### 各委員に委嘱状交付

#### (説明事項)事務局より説明

##### (1)まちづくり基本条例検討委員会設置要綱について

- ・第4期総合計画で協働のまちづくりの推進とあり、議会でも協働の推進のための条例が必要ではとの意見があった。町長の町政執行方針でも条例制定に取り組むと書かれており、この検討委員会の設置となった。
- ・条例の中身によって条例の名称も変わることもある。
- ・なぜ基本条例を作るのが重要。

##### (2)まちづくり基本条例検討委員会の流れについて

- ・平成16年3月までにという期限にこだわらず、住民意識を高めながら進めていくべき。

#### (講義)馬淵アドバイザーより

##### (1)まちづくり基本条例とは

##### (2)まちづくり基本条例の考え方

#### (意見交換)

- ・最高法規と位置付けているまち、位置付けていないまちがあるので、清水は条例もどのような位置付けにするか。
- ・時間をかけて住民意識を高めていくことが重要。

### 第2回目

平成15年10月6日 ハーモニープラザ 2階 研修室2 19:00~21:00

#### (講義)馬淵アドバイザーより

##### (1)まちづくり基本条例における五本柱について

#### (検討事項)

##### (1)条例制定の目的について

##### (2)条例の位置付けについて(最高法規とすべきか)

##### (3)名称について(理念条例か、参加条例か等)

##### (4)住民の参加意欲を盛り上げる方策について

- ・制定の目的は一番根幹となる部分。
- ・住民意識が高まらないまま制定しても実効性のない条例になる。
- ・住民意識を高めるためというのも目的になる。
- ・条例の内容は住民のためのものにしなければならない
- ・地方分権の時代であり、自己決定・自己責任を果たすための住民参加が必要であり、住民参加の方法を定めるのがこの条例ではないか。

- ・どうすれば住民参加ができるかを示すのが目的。
- ・条例制定しても何も変わらないまちもあるとの馬淵アドバイザーの話もあり、条例作成の段階から住民を巻込んだ議論が必要。
- ・条例制定は合併問題と切り離しては考えられないものである。
- ・今まで町が政策決定する基準が不明確であったものを住民に明確に示すための条例にすべき。
- ・まちづくりに関心のない住民も多く、一般住民には難しい問題かもしれない。
- ・住民参加とは何なのかという住民向けの学習会を開催しては。
- ・最高法規と位置付けるにしても、議会制民主主義というものを否定するものではない。
- ・条例制定後も随時内容を見直していくことが必要。

### (その他)

#### (1) 議事録に掲載する委員の個人名について

- ・傍聴可、公開としている会議であり個人名の掲載は問題ないが、誰がどのような発言をしたかより、どのような議論がされているかが重要であり、また、個人名を掲載することで発言しづらくなることもあるので「委員 A・B・C…」という表現とする。

#### (1) 町長の出席要請について

- ・必要に応じて出席要請をすることとする。

## 第3回目

平成15年11月10日 御影農村環境改善センター 2階 研修室 19:00～21:00

### (講義) 馬淵アドバイザーより

- (1) 他市町村の条例の比較について
- (2) 住民側、行政側の意識の問題等について

### (説明事項) 事務局より説明

町民憲章と第4期清水町総合計画の概要について

### (討議)

- (1) まちづくり基本条例の五本柱(住民参加、情報公開、首長・行政・住民の責務と協働、委員等の公募、住民投票)について。五本柱を骨格としていくのか。
  - ・住民意識がまだ十分でない段階で先に骨格を決めるのはどうか。
  - ・骨格のようなものを決めて議論していかないと全体像が見えない。そのために五本柱を立てて具体的な議論をし、一般住民が見ても議論の内容が分かるものにすべき。
  - ・この項目を五本柱として構わない。
  - ・五本柱を決める前に細かい部分の議論が必要では。
  - ・まず五本柱を決めて、その一つひとつの内容について議論するのと併せて、他に必要となる柱はないかといった議論をしては。
  - ・五本柱の一つひとつについての具体的な議論の前に、なぜ今まで住民参加が進んで

いなかったのか、そのためにどのような情報公開の仕方にすべきかを議論するのが先では。

- ・五本柱を先に決めようとするから議論が進まないのであり、まず「住民参加」と「情報公開」の2本について議論し、その後他に必要となる柱を考えては。
- ・どのような進め方にするにしろ、早い段階から一般住民にも参加してもらい意見を出してもらうべき。
- ・住民参加とは何かということの委員全体の共通認識がまだないので、この検討委員会とは別に住民参加とは何かというテーマの住民向け学習会を開催しては。  
議論を先に進めるために、まずは骨格となる五本柱は次第に掲載した5項目と決めて議論し、議論の中で必要な項目や不要な項目も検討していくこととし、次回会議では「住民参加」と「情報公開」について議論することとした。

(2) 清水町におけるまちづくり基本条例の根本方針について

- ・時間の都合上、次回以降に議論することとした。

#### **第4回目**

平成15年12月8日 ハーモニープラザ 2階 研修室2 18:30~20:15

##### **(討 議)**

(1) 五本柱の「住民参加」と「情報公開」について

- ・第4期総合計画の中で住民参加・情報公開の推進について載っているが不十分と思われる、条例の中で明確にすべき。
- ・情報公開条例や総合計画での掲載があったにもかかわらず、住民参加があまり進んでいないということを踏まえて条例制定しないと何も変わらないのでは。
- ・各種政策等の形成段階から情報を公開し、住民参加も保障するという内容を条例の中に盛り込むことが必要である。
- ・住民参加を推進するために情報提供は欠かせないが、住民がしっかりとした判断ができるような質の高い情報の提供が必要。
- ・実効性のある条例にするために、条例がどのように運用されているかを審査・評価する審議会のようなものを住民公募で設置しては。ただし、議会制民主主義を否定しない範囲で。

#### **第5回目**

平成16年1月19日 ハーモニープラザ 2階 研修室2 19:00~21:00

##### **(討 議)**

(1) 五本柱の「住民参加」と「情報公開」について(前回に引き続き)

- ・まちづくりの理念についての共通認識の確認は後にして、まずは五本柱の内容について議論していくということまで議論してきたが、共通認識の確認が必要では。

- ・理念についての共通認識は重要だが、まずは住民に示せる具体的なものを決めて、この委員以外からも広く意見を聞いて進めていくべきでは。
- ・すでにボランティア活動のような住民参加がある程度されている部分はあるが、各種政策の決定等にも住民参加がしやすい仕組みを条例に盛り込むべき。
- ・各種政策等の計画・実行・評価の中に住民が参加するという内容の条例にすべき。
- ・公共性のあるものであれば住民発議できるということも盛り込んで、五本柱のうちの「住民参加」と「情報公開」についての議論はひとまず終わらせ、次回からは五本柱の他の項目について議論していくこととした。

### （協議事項）

#### （1）今後のスケジュールについて

現在の月一回の開催ペースを早めたいが開催回数を増やすのではなく、事前に委員からの意見を提出してもらい会議を迅速に進めるほか、一回の会議時間を現在の19:00から21:00までのところを22:00まで延長することを基本に、場合によっては開催回数を増やすこととした。

#### （2）叩き台とする原原案の作成について

総体的な条例原案を委員で作るのは難しいとのことから作成は事務局に一任とし、それをもとにこの検討委員会で議論して最終的なまとめとすることとした。事務局はこれまでの議論を踏まえて作成することから、行政の一方的な押付けではなく住民意見を反映したこととした。

### （その他）

12月定例議会で、町で設置している各種委員会等の会議録について、町長が委嘱した委員の発言なのだから個人名を載せてはとの意見があったが、当委員会としては第2回の会議で協議の中で、誰がどのような発言をしたかより、どのような議論がされたかが重要で、また、当委員会は公開して傍聴可としていることから傍聴すれば委員名を知ることができるので、今後も会議録には個人名は載せないこととした。

## 第6回目

平成16年2月16日 清水町役場 2階 庁議室 19:00～21:30

### （討 議）五本柱の「首長・行政・住民の責務と協働」、「委員等の公募」、「住民投票」について

#### （1）「首長・行政・住民の責務と協働」について

- ・地方自治法には首長の責務等については特に書かれていない。
- ・各地の既存の条文では、首長、行政については責務のことが書かれていても、権利についてはほとんど書かれていない。
- ・各地の既存の条文では、住民については最近になって権利以外に責務についても書かれている傾向にある。

- ・住民の部分については、責務と権利とを明確に分けて載せるべきでは。住民自身が清水の将来について判断していけるための内容とするべき。
- ・「行政」という表現だと誰のことを指しているのかが分かりづらいので、「首長の責務」と「職員の責務」という表現が分かりやすい。

#### (2) 「委員等の公募」について

- ・男女の比率や年齢構成など、細かい規程をつくった方が、広く様々な意見を聞けるのではないか。
- ・選挙で選出する農業委員のような、制度的に公募できないもの以外は原則公募とするべき。
- ・学識経験者から選出という委員は今までは慣習で公募していなかったが、条件をつけて公募する必要がある。

#### (3) 「住民投票」について

- ・住民意見を最大限尊重させる制度として、条文には盛り込むべき。
- ・住民投票の対象となるのは「重要な事項」という取り決めも必要。
- ・住民投票に関する条文があることで、住民同士の議論が活発になることもある。
- ・細かい内容まで盛り込むか、それとも「重要な事項については」という程度にとどめるか。
- ・細かい内容まで盛り込んだ方が住民は参加しやすいと思う。

### **第7回目**

平成16年3月15日 ハーモニープラザ 2階 研修室2 19:00～21:00

#### **(討 議)「清水町におけるまちづくり基本条例の根本方針」について**

##### (1) 『目的・理念の明確化』について

- ・「目的」と「理念」という言葉をどういう時に使うのか、整理する必要があるのではないか。
- ・「目的」は「条例をつくる目的」で、「理念」は「清水町におけるまちづくりの理念」ではないか。
- ・「町民憲章」を根本に置いて「目的」「理念」を作って行ってはどうか。
- ・「理念」とは「まちづくりの基本的考え方」である。「まちづくりの基本的考え方」は「協働」だと思う。「協働」を達成するためにこの条例を作り「住民参加」と「情報共有」を明確にしてはどうか。
- ・精神的なものを訴えながら、この条例がどう機能していくかを、知らしめるための前文を作ってはどうか。
- ・まちづくりの理念を明らかにして、理念を達成するために何をすることを目的としてはどうか。
- ・条例の機能を知らしめる「前文」まちづくりの基本的考え方を「理念」具体的に何

をしていくかを「目的」としたものを叩き台として今後検討を行う。

(2)『条例の位置付け』について

- ・ 各委員から提案した文言を大切に、事務局で整理する。

(3)『議会との関連』について

- ・ 住民の意見も議会制民主主義もお互いに尊重し合うという事が良い。
- ・ 行政と住民と相談して決定しても、最終的な決定権は議会にある。議会も協働の一メンバーとするという事を条文に入れていく。

(4)『財政の取扱い』について

- ・ この条例は、総合計画と財政がどう結びついているか、財政運営は総合計画に基づいて行われるという事を明確にしなければならないと執行側にしっかりとした「たが」をはめることが必要なのではないかと思う。
- ・ 財政の運営状況、財産、借入金の残高など行政は公表する責務があると思う。
- ・ 財政の部分でも住民の意見を聞きながら、政策を決定するような、健全な財政運営をして行くように住民参加が出来るようにしてはどうか。
- ・ 各事業について、町民にわかりやすく説明をして、なぜこの事業が必要なのか判断できる情報を示し「説明責任」を果たすという事を条例に盛り込むことが必要でないか。

(5)「その他」として

- ・ 住民も含めて、まちづくり基本条例が守られているか、まちづくりの基本的な考え方に沿って行政も議会も住民も、基本理念に向かって進んで行こうと監視し、問いかけする組織が必要ではないか。
- ・ 主権者は住民なので民意を反映して行政が行い、その決定は議会が行い、お互いに補完しあうという仕組みを明確にした方が良いのではないか。

## 第8回目

平成16年4月22日 御影農村環境改善センター 2階 研修室 19:00~21:00

### (討 議)まちづくり基本条例の骨組みについて

#### 【事務局より説明】

- ・ この検討委員会で審議してきた五本柱「住民参加」「情報公開」「首長・行政・住民の責務と協働」「委員等の公募」「住民投票」を条文に盛り込み、前文で町民憲章が目指す理想のまちづくりを根幹に「町民誰もが参加する協働のまちづくり」を実現するために条例を定めることを明記した。
- ・ 町民に読んでもらえるように、基礎的なことを全15条のコンパクトな形で条文に盛り込み、手続き的な更に具体的なことがらが必要な場合は規則に委任するつくり

とした。

**【出された意見】**

- ・ 「住民」「議会」「行政」の3者の協働はもちろん必要だが、住民同士の協働も必要であり、住民相互による活動を守り育てていくことを盛り込んではどうか。
- ・ 第7条の「情報の共有と提供」について、町のどの様な情報が抽象的なので、「予算・決算」など具体的に明確に書いた方が良くと思う。
- ・ 地球環境の保全や安全・安心についてを、前文などに盛り込んで欲しい。
- ・ 今おこなわれている町政の中で不足している部分として考えた場合、政策決定段階での住民参加のルールと行政評価の2点について、明確に盛り込んで行ってはどうか。
- ・ 第12条に「住民投票」について書かれているが、これでは住民が請求しても実施するかどうかは議会の議決を経て町長が決めることとなっているので、住民投票ができるとの条文を入れて欲しい。
- ・ このことについては地方自治法に住民の請求があったとき、町長の意見を付けて議会に付議するとの規定があり、法律を超えた規定を盛り込むことはできない。この部分は第10条の「説明責任」で町民にわかりやすい説明をして、第11条で町民から意見の提出をもらって、なお、住民の意見が分かれるなど重要なことについて第12条の「住民投票」になると考えている。
- ・ 第10条の「説明責任」について、従来から不十分ながら行っているのので、新しい行動パターンを具体的に盛り込むことが必要ではないか。
- ・ 第14条の「条例の見直し」について、具体的に審査会などの組織をつくと明確にした方が良く。また、見直しの期間など明記した方が良くと思う。

条例の骨格について、概ね了承いただいた。本日欠席された委員に議案を送付し意見をお伺いする。本日の出席委員も含めて次回検討委員会の前に、各条文についての意見を書面で提出いただきたい。いただいた意見を元に「条文たたき台(2)」を作製し、更に検討のうえ「条文素案」としていきたい。

**第9回目**

平成16年5月20日 清水町役場 2階 庁議室 19:00~23:20

**(討 議)まちづくり基本条例素案について**

- ・ 各委員より提出いただいた部分をそのまま反映しているのので、重複する項目や、文章が繋がらない部分がある。それらについて条文ごとにご検討いただきたい。

**【出された意見】**

「前文」について

- ・ 町民憲章をまちづくりの基本理念とすることや、町民誰もが参加する協働のまちづくりを自治体運営の基本理念とすることを確認し、明確にするため前文をおく。
- ・ 削除との意見いただいた部分、前回意見により加筆した部分について了承し、細部は事務局で整理する。

「第1条(条例の目的)」

- ・ 個人情報の保護、情報の公開の部分は、第7条、第8条に個別に条文としてあるので、そちらをどうするか検討の必要があるのでは。
- ・ 「個人情報を保護しながら」の部分は、削除してはどうか。

「第2条(用語の定義)」

- ・ 事務所を持たない場合でも、町内で仕事される場合があり、工事する際には景観に配慮してもらうなど関係が出てくるので「町内に事務所を有する法人…」を「町内で活動する法人…」としてはどうかと考えた。

「第3条(町民参加の原則)」

- ・ 「主体」とはわかりやすい言葉なのか？例えば「主役」などわかりやすい言葉に変えた方が良いのではないか。

「第4条(行政の責務)」

- ・ 委員から提案されている条文は、難しい表現でわかりづらい。
- ・ 3項の「町は、…可能な範囲で支援します。」では曖昧なので「尊重し支援します」などに変えてはどうか。
- ・ 第1条の中で「町民、議会、行政」という表現があり、町民が主役であることから「第4条」と「第5条」を入れ替えてはどうか。

「第5条(町民の責務)」

- ・ この条文では、町民が責任を持って、積極的に参加するための責務を意識してもらうことを条文の主旨にしたい。
- ・ 「町民はまちづくりに積極的に参加する」という内容を表現した方が良いのではないか。
- ・ 委員から提案の「基本的人権の尊重のうちに」は盛り込む必要を感じないので削除してはどうか。

「第6条(議会の責務)」

- ・ 委員からの提案の条文は難しいことばで内容が良くわからないが…。
- ・ 議員自らの発言には責任があることを町民に対して明確にする必要がある。
- ・ 議員は「町民の代表者として議事に参加していること」「審議能力、政策提案能力の向上に努める」など議員の責務を入れてはどうか。
- ・ 公募委員による検討委員会で作った条例案なのだから、議会は尊重して欲しい。

「第7条(情報の共有と提供)」

- ・ 7条を削除して、第1条の目的に記載するとの意見があるが、この条例の基本となる部分だと思うので、独立した条文とした方がわかりやすいと思う。
- ・ 委員から提案のあった2項、3項、4項は情報公開条例にある部分だと思う。

「第8条(個人情報の保護)」

- ・ 別に個人情報保護条例があるので、あえて掲載しなくても良いと思う。
- ・ 個別の条例があっても、なかなか見ないので、あった方が良いと思う。

「第9条(委員等の公募)」

- ・ 委員から提案のあった「参加機会の保障」は第3条に次に掲載した方が良いのではないかと。(1)～(5)までの部分は個別に入れなくてわかりやすい表現で入れてはどうか。または、別表で掲載するなどの方法はどうか。
  - ・ 「委員等の公募」は、「参加機会の保障」の中に盛り込むのはどうか。
- 「第10条(説明責任)」
- ・ 委員から提案されている部分は、2項3項と重複している内容なので、「積極的に」という部分を元の条文に加えれば良いのではないかと。
- 「第12条(住民投票)」
- ・ 18歳から対象としてはとの委員の意見は、自治法の規定では有権者となっており、法律とギャップが生じるが、住民が自らのことを決めることについては許されるのではないかと。
  - ・ 地方自治法と同じ内容なら、条例に載せる必要はないのでは。
- 「第14条(条例の見直し)」
- ・ 期限を決めた見直しをとの意見、及び審査する委員会の設置を条文に入れるとの意見があった。
  - ・ 見直す期間は3年を超えない範囲としてはどうか。
  - ・ 審査会の設置は別の条文設けてはどうか。

検討委員会の結果を、委員長、副委員長、アドバイザー、事務局で整理し、条文の「素案」としてまとめ、広報しみず6月号に掲載し、町民の皆さんからの意見をいただくこととしたい。あわせて、町職員からの意見も徴するよう考えている。

## 第10回目

平成16年7月22日 御影農村環境改善センター 2階 研修室 19:00～22:00

### (討 議)まちづくり基本条例素案に対する意見・提言について

#### 【出された意見】

「前文」について

- ・ 「町民自らが制定した」という言葉はどこかに残し、「昭和41年11月制定」という部分は( )でくくり条文を整理し、次回会議でお示しする。

「第3条(町民参加の原則)」

- ・ 寄せられた意見では、1項の「責務」という言葉と、3項の「自主的な行動」という言葉は矛盾するとのことだが、2項と3項に、不参加による差別は受けないことも書かれているし、行政任せのまちづくりではなく、町民も自ら考え行動しなければならないという意見で、「責務」という言葉は残すべきでは。
- ・ 「責務」という言葉は重要だが、第5条で町民の責務が書かれているので、1項の「責務」は削除する。
- ・ 寄せられた意見では、「満20歳未満の町民は」と書くと満20歳未満の町民の参加を制限するようにとれるとのことだが、制限する意味ではなく、行政として満20

歳未満の町民の意見も聞きなさいという意味で載せたもの。

- ・ 満 20 歳未満の町民の参加を制限するものではないということを説明できれば、残してもいいのではないか。

#### 「第 6 条（行政の責務）」

- ・ 寄せられた意見では、1 項の町長の責務に「計画的にまちづくりの均衡を考えた行政の執行」と追加してはとのことだが、条文が長くなるし、将来を考えたまちづくりは町民も一緒になってのことであり、行政の責務として追加する必要はないのでは。
- ・ 関連として、第 4 条でまちづくりへの町民参加の保障もしているので、行政の一方的なまちづくりにはならないので、原文のままとする。
- ・ もう 1 件の寄せられた意見は、「町職員」という表現を「職員」としてはとのことだが、「町職員」という方が、町民に雇われているという柔らかい表現だと思うので、原文のまま「町職員」とする。

#### 「第 7 条（議会の責務）」

- ・ 1 項の「公正に」の次に「計画的に」を追加すべきという意見については、第 6 条の町長の責務では「誠実に」という言葉に「計画的に」という意味も含まれているということで追加しなかったが、第 7 条の「公正に」という言葉には含まれていないので、「計画的に」という言葉を追加する。
- ・ 他の意見として、3 項にある「町民の利益を代表して」という表現だと、一部の町民利益のようで表現が適切でないので、「町民の福祉の向上のため」や、「町の将来を考えて」と表現してはという意見があった。
- ・ 議員個人は町民の代表で、議会という機構は町民の代表ではないと思うので、1 項の「議会は町民の代表として」の「町民の代表として」という部分を削除し、3 項を「議員は町民の代表として」という表現とする。

#### 「その他の意見」

- ・ 条文中、「町は」「町長は」「町の執行機関は」と、3 通りの表現に分ける意味は。また、「町」についての定義づけが必要ではとの意見があった。
- ・ 第 6 条 1 項の「町長は」という表現は町長個人の責務についての条文なので、この表現のままとする。
- ・ 第 6 条 4 項の「町の執行機関は」という表現は、教育委員会や農業委員会などの、町長の権限が及ばない執行機関についてもという意味で、このような表現としたので、原文の表現のままとし、執行機関についての解説文をつけることとする。
- ・ 「町」を定義するということについては、定義しきれないと思うので、特に定義しないこととする。

#### 「今後のスケジュールについて」

- ・ 以前の会議で町民を集めての議論の場や、議員との懇談の場を設けてはとの意見があったが、あと 2 回の会議で終わらせてしまうのか。
- ・ 3 月に住民対象の講演会（主催は検討委員会ではない）を清水で実施し、検討委員会としても広報誌で町民意見の募集をしたわけだし、町として開催するなら分かる

- が、検討委員会として開催する必要はないのでは。
- ・ この検討委員会の締めくくりとして、協働や住民参加の重要性、この条例の必要性を、町民の方々に理解してもらうためのフォーラムを開催し、町へ報告するのがいいと思う。
  - ・ 町民向けフォーラムの開催は必要だとは思いますが、検討委員会として開催するより、町への報告書に附帯意見を付け、町で開催すればいいのでは。

## 第11回目

平成16年8月26日 ハーモニープラザ 2階 研修室2 19:00~22:00

### (討 議) まちづくり基本条例素案に対する意見・提言について

#### (1) 条例素案 について

「第13条(住民投票)について」

- ・ 5項で「住民投票の必要な事項は、別に定めます」と書かれているが、住民投票についてのことは、本来は条例で定める事項なので、「条例で定めます」という表現が適切ではないか。

「第15条(審査会の設置)について」

- ・ 「審査会を別に設けます」と書かれているが、地方自治法では審査会等の設置は条例で定めることとなっており、この表現のままだと「審査会設置条例」などを新たに作る必要があるので、第15条の中に具体的に審査会を設置することを書けば条例で設置したことになり、他の細かいことは規則で載せても差し支えないことになるという意見があり、そのようにすることとする。
- ・ 審査会の名称については後ほど条例の名称を決めてから、その名称を踏まえて決めることとする。

#### (2) 条例の名称について

- ・ 町民に注目してもらうという意味から、町民から公募してみてもどうか。
- ・ 検討委員会として名称を公募するのは時間がないので、今までの「清水町まちづくり基本条例(仮称)」として町へ提言し、町民の関心を高めるためにも名称は公募をしてはどうかと附帯意見を付けることとする。

#### (3) 条例の趣旨の周知・浸透策について

- ・ フォーラムで出された町民意見により条例案を訂正するとなると、いつまでも条例案が固まらない。検討委員会としては広報で町民意見を募集し、少数だが町民から出された意見について議論もしているし、3月には検討委員会主催ではないがフォーラムも開催しており、検討委員会としてすべきことはやってきた。開催するとすれば、それは条例制定後の行政の役割だと思う。町でフォーラムの開催をと附帯意見を付ければよい。
- ・ 町民参加のまちづくりを推進するための条例をつくるのだから、附帯意見で浸透策は町に頼むというのはおかしい。検討委員会としてフォーラムを開催すべき。それがこの会の当初の考え方ではなかったか。

- ・ 広報で意見を募集したが意見が少なかったため、もっと多くの意見を聞きたいのでフォーラムを開催し町民意見を聞きたいとの考えだと思うが、開催するなら1回だけでなく、何度も開催する必要があると思う。
- ・ 魂のこもった条例にするということは、検討委員会で1回だけフォーラムをやればよいという問題ではない。現時点で検討委員会としてフォーラムを開催する必要があるのか疑問である。
- ・ 様々な意見があったが大半の意見としては、まずは町へ提言し、その後に検討委員会とは別の実行委員会のような組織や町が、平行して町民への浸透を図ってはとの意見だったので、そのようなことでよろしいか。

## 第12回目

平成16年9月16日 御影農村環境改善センター 2階 研修室 19:00~20:50

### (討 議)

#### (1) 条例の趣旨の周知・浸透策について

- ・ これまでの議論でも提言後に町が実施すべきという意見が多く、今回事前に委員から提出していただいた意見でも同意見が最多であることと、事務局の説明によると町が提言を受けた後、広報に掲載して再度町民意見を募集したり、政策決定システム検討委員会の中で浸透策を含めて議論することになるとのことから、提言後に実施ということとする。
- ・ また、付帯意見として、検討委員会での意見を踏まえて町で条例の趣旨の周知・浸透を図ってほしい旨の意見を付けることとする。

#### (2) 提言書の内容について

##### 「条例案の概要」について

- ・ 条例案の概要については、重要な言葉には太字を使う等、見やすくする工夫をしてはとの意見があったが、内容ではなく文書のつくりの問題なので、事務局に一任することとする。

##### 付帯意見について

- ・ 付帯意見(4)に、提言後に条例案を著しく変更する場合は、その内容を示してほしいというものがあるが、議会で内容変更された場合は、話し合い等は手続き上難しいと思うので、付帯意見(4)のように、単に内容を示すだけということなのか、という意見であった。
- ・ この検討委員会は町へ提言書を提出して解散となるし、内容変更についての説明を求める場を設けることも難しいと思うので、内容変更した場合は、その理由等を広報で周知してもらうということから、このままの内容とする。実際には大きな内容変更するようなことはないと思う。
- ・ 例えば付帯意見(2)に「町民意見提出制度については、意見を出しやすい仕組みの

検討を」とあるが、細かな内容を定める規則についても検討委員会で議論するのではなかったか。「検討を」だけでは検討の結果できなかったということになりかねない。このままでは内容として不十分。

- ・ 規則は細かい手続きについて定めるだけのもので、検討委員会で規則まで議論する必要はない。付帯意見(2)の「町民意見提出制度」についても、第12条で「制度を設けます」と書いてあるのだから、規則で定めないことはあり得ない。規則は町に任せるべき。
- ・ シンプルで分かりやすい条文とし、具体的な内容は規則でということまで議論してきた。第15条の「審査会の設置」や、提言書の1ページ目に審査会による条例の継続的見直しと、この条例がまちづくりに活かされているかの検証をとあり、この検討委員会の想いが活かされていないならば、審査会にチェックされるので心配ない。もし条例の条文に、重要な政策とはと具体的に羅列して載せるとなると、シンプルな条文でなくなってしまう。
- ・ 規則については行政内部の問題。町民に理解してもらうためにも、条例はシンプルな条文構成とし、この条例の基本理念を町民に理解してもらうためのフォーラム等の開催が重要と思う。
- ・ フォーラムで町長が、まちづくりの基本理念について町民とすり合わせをすれば、最終的にはこの提言書の内容のような条例がつけられる流れとなり、その想いが議会にも伝わると思う。
- ・ 付帯意見(5)に、町民への周知・浸透策として、フォーラムや講演会等を実施してほしいと明確に載せてはどうか。
- ・ そのことを付け足すこととし、規則等の具体的な内容については町で制定していただくこととする。

#### **今後の取り組みに対する意見について**

- ・ 条例には具体的な内容が盛り込まれていないので、条例を運用させる際には、政策決定のシステム構築について十分議論し、まちづくりに対する熟度を高めてほしいという意見が委員からあったので、提言書の中に「今後の取り組みに対する意見」として付けることとする。

## 検討委員会傍聴者からの感想・意見・提言

自治ということについて、しっかり押さえておかないと、行政がすべきことを住民に押し付けるという印象を持つ人が出てくる可能性もある。

中央集権と地方分権の概念についても触れるべきではないではないでしょうか。

地方自治の概念がイメージできなければ、本条例を実際に活用するものとして制定することは出来ないのではないのでしょうか。(第3回傍聴者 40歳 男性)

情報公開制度は最低限の保障であって、情報を行政と町民が共有してまちづくりを進めるには不十分である。

政策形成過程からの町民参加とそれに先立つ町からの情報(数字含む)の積極的な提供が必要であると思う。要望を聞いて実施する手法がもはや通用しない中で、パイの分け合いに関する説明責任が重要であると思う。(第4回傍聴者)

むずかしい行政の仕組みの中に、町民を参加させることを考える、という視点は無理がある気がします。

それぞれにとって、利害がぶつかり合うような問題など、町政に対して声を出さずにいられない町民の声を聞くしくみ、まちづくりについて意見のある町民の声をどう拾うか、町民の考え方に差があるとすれば、どう埋めていくか、を考えていけばいいのではないのでしょうか。(第5回傍聴者 41歳 男性)

まちづくり基本条例をアピールする講演を行う際は、講師は検討委員で構成されるべきだと思う。(第10回傍聴者)

条例を町民へ理解してもらおうフォーラムをすべきかどうか議論しているが、本来、町民へ議論を広げて、条例づくりに生かしていくことを考えていたが、時期的に出来なくなって善後策を考えているようにしか見えない。

「住民主体のまちづくり」という考え方が委員会の中で統一できているかどうかのポイントではないか。(第11回傍聴者)

## まちづくり基本条例について各委員からの意見等（要旨）

### 「目的・理念の明確化」について

- ・ 住民がまちづくりに積極的に参加しやすく、参加した結果が町政に反映される満足感を得られるようにするために、まちづくりの主役は住民であり、住民一人ひとりの行動でまちが作られるということ、分かりやすい言葉で表現すべき。
- ・ 従来から清水には、政策決定について住民が参加し議論するシステムがなく、議会としてのチェック機能も不十分だった。そのため一度政策決定されたものは、その後の検証が不十分で、住民も町政に参加している意識がなく、町政と町民がかい離した町政というのが現状。
- ・ 地方分権、財政危機という現状を考えると、町政・町民が一体となった行政運営が必要。その手段の一つがまちづくり基本条例であり、「目的・理念の明確化」とそれを具体的に保障する住民参加の手段は必要不可欠。
- ・ 「目的」をどのように保障していくかは、町民・町政の熱意と意識改革にある。
- ・ 町民と町がいかに協働のまちづくりを進めていけるかが目的であり、そのための理念は当然必要。現状としては町民の参加の推進が目的であり、そのために町が分かりやすく情報提供し、町民がいかに共有するかが課題。
- ・ これからの町政運営理念を住民が理解・共有するためにも明確化は必要だが、慎重な議論をし、分かりやすい内容にすべき。
- ・ 町民一人ひとりが、まちづくりに参加する権利と義務を有することを自覚し、積極的に参加する内容にすべき。
- ・ 住民がまちづくりの主役であり、住民の責務を果たすために必要なものを明確化したものが目的であり、具体的には住民参加と情報共有について、どのような仕組みとしていくかである。
- ・ 住民参加を経て議決された総合計画と違う理念とするならば、住民意見の集約の元で決める必要がある。
- ・ 住民もまちづくりの責任を負うことを自覚していくためにも、分かりやすい表現で理念を明確にすべき。より良い条例にするために多くの住民と議論し、住民意識の輪を広げ、この条例を作り上げていくべき。
- ・ この条例の目的は、( 1 ) 基本的人権を尊重した住民が主体である、住民参加の基本事項を定める。( 2 ) 住民、町及び議会が信頼の上、お互いの役割、責務を明らかにした協働のまちづくりの構築を図る。( 3 ) 地方分権の進展に対応した安全・安心な自立する地方自治体を目指す。( 4 ) 町民憲章を基軸とした「豊かで明るいまちづくり」を目的とす

る。

- ・ この条例の理念は、( 1 ) 町民が持つ、豊かな社会経験及び知識、並びに創造的な活動を通じ( 2 ) 町民、町及び議会が、行政に役立つ情報を共有し、継続的な行動を協働の下に、自立したまちづくりの実践により、活力に満ちた安全で安心して暮らせる「住んでいて良かった」まちづくりを理念とする。
- ・ 住民を主権とした行政の推進を目的に、住民参加型のまちづくりを実現するためには、住民と行政の情報の共有化を理念として明確化して欲しい。この場合、政策形成段階から住民が参加して共有化を図っていく。さらに重大な政策案件については、住民投票が条例で用意されていると、住民の積極的参加と議論の活発化が図れるのではないか？

#### 「条例の位置づけ」について

- ・ 最高法規とすることが理想だが、現状の行政と住民の自治に関する成熟度を考えると時期尚早。この条例を出発点に成熟度が高まっていけば、将来的に最高法規としては。
- ・ 全てのまちづくりを進める上での共通ルールとして、この条例が尊重されるものとするべき。
- ・ 地域住民の憲法と言えらると思う。その場合は、作業は大変だが他の条例の見直しも必要。
- ・ 町民憲章や総合計画との関連を整理できれば、最高法規としていいのでは。住民参加条例として住民参加の明文化が必要では。
- ・ 他の条例との整合性を図るためにも最高法規と位置づけ、全条例をこの条例を最大限に保障した形で見直すのがベスト。
- ・ 町民に主権があることを明言し、最高法規とすべき。住民主権の証である住民投票条例に関する条文も必須だが、議会制民主主義を否定しないよう、条件を厳しいものとするべき。
- ・ 「住民参加」「情報公開」「首長・行政・住民の責務と協働」「委員等の住民公募」「住民投票」の五本柱を必須条件とする。
- ・ 政策形成段階で、住民参加が十分に確保できる委員会などのシステムがあれば、最高法規とする必要はないと思う。ただし、総合計画や政策評価との関連部分を整理統合する必要はある。

#### 「議会との関連」について

- ・ 町長も議員も町民の代表として選ばれているが、この条例の目的が住民参加の保障と協働であれば、議会は常に町民意思を反映しなければならないことを明記すべき。

- ・ 議会には不透明な要素が多く、真に町民と向き合った議論がないのが現状。議会は本来、住民意見の反映の場であることから、条例の対象とする検証が必要。特に議会での住民参加や、行政と議会間の健全で持続的な緊張関係により、町政の課題が明らかになり、最良の意思決定が保障される。
- ・ 議会の役割と責務を明文化することは必要。議会が住民に対して積極的に情報提供することで、住民と議会の距離がもっと近くなるのでは。
- ・ この条例に基づいて、行政・議会・住民がまちづくりに取り組むのだから、議会のことを外すことにはならない。議会の役割として触れるべき。
- ・ 住民の代表として、住民意思が尊重される議会である必要があり、議会も住民との協働や住民参加を推進する必要がある。
- ・ 議員は住民の代表であることを考えれば、議会を特別視する必要はない。
- ・ 住民と行政が、相互の信頼の基に協働で構築した事項を、議会は「議会制民主主義の役割」を尊重して、透明で公正な行政を行うため、十分な審議を行い決定する機関とする。また、議会は住民意思の反映状況、住民への説明及び行政の監視を責務とする。
- ・ 住民が政策形成段階から参加しても、執行をチェックする機関として議会は重要であるし、議会としても情報公開を徹底すれば、議員としての政策提言が住民と共有化を図れる機会となり、住民が政策に関心を持ち参加意欲を高めることになる。

#### 「財政の取り扱い」について

- ・ 財政はまちづくりと非常に関連深いことから、予算・決算・財産について公表するとすべき。
- ・ 政策実行の裏付けとなるものであり、財政錯覚を防ぐためにも財政についての情報共有の充実が必要。予算を含め、どのような情報が必要か（自主・依存財源、基金残高など）の検討も必要。
- ・ 住民に町政への参加意識を持ってもらうためには、財政に関する部分も必要。
- ・ 「清水町財政状況の公開に関する条例」で十分だが、いかに住民に分かりやすく公開するかが問題であり、具体的な方法論はまた別な問題。
- ・ 財政＝町政と考えた場合、財政の取り扱いについても積極的な住民参加が不可欠。多様な住民意見を聞きながら財政運営することが、住民の参加意識を高め、ひいては職員の意識改革にも通ずる。  
 そういった意味から財政についても条例の中で、住民参加が保障されるシステム化と議会等との役割分担について載せる必要がある。

- ・ 清水は財政状況を分かりやすく公表していると思うが、さらに町民に理解と協力を得られるような公表の方法の検討が必要では。
- ・ 財政は、国や道との関連で地方財政計画のもとで論じる部分も出てくるので、条例の中に盛り込むことは簡単ではないと感じる。
- ・ 町政を左右する重要な予算、決算及び住民負担を求める事項については、住民主権を尊重の上、行政は住民と協働して設定、議会の決議とする。
- ・ 総合計画や行政評価に対する財政の運営状況、財産及び借入金の残高を行政は公表する責務を負うものとする。

## 「清水町まちづくり基本条例条文たたき台」について各委員からの意見・提言等

### 清水町まちづくり基本条例条文（たたき台）

#### 前文

日高山脈のふもと、ペケレベツ川の清流と十勝川の豊かな水に育まれた、私たちの町清水町は平成14年に開町100年を迎えました。

私たちは、先人たちが築いたこの町を、さらに発展させ、誰もが住みよい町をつくるため、昭和41年11月に、次の4章を柱とした町民憲章を定めました。

- 1章 元気ではたらき、あかるく、楽しい家庭をつくりましょう。
- 2章 たがいにはたわりあい、きまりや、公衆道徳をよく守り、住みよい町にしましょう。
- 3章 自然を愛し、文化をそだて、ゆたかな町をつくりましょう。
- 4章 未来をつくる子どものしあわせな町にしましょう。

この町民憲章の理想は、今日でも私たちの願いです。けれども、近年世界情勢も日本の情勢も大きく変化し、まちづくりにとっては、たいへん厳しい状況となっています。ですから、私たちはこの社会の変化に応じた新しいまちづくりの方法を考えていかなければなりません。

私たちは、これまでまちづくりを行政に任せ、あまり積極的に参加してきませんでした。しかし、これからの時代は、私たち町民こそがまちづくりの主体であることをはっきりと意識し、住民と行政、議会という立場にとらわれず、誰もが清水町を担っている大切な一員であるという原点に立って、みんなで情報を共有し、互いに尊重し合い、助け合い、協働し、一人ひとりがそれぞれの立場で、まちづくりに参加することが求められているのです。それこそが本当のまちづくりであり、民主主義の基本であると考えます。

私たち自身が一步ずつ成長し、次の世代に残せる住みよい町を築いていくことを目指し「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念を実現するために、この条例を定めます。

#### （条例の目的）

第1条 この条例は、町民、議会、行政が、互いに尊重し、協働してまちづくりを行うために、情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、基本的なことがらを定めることを目的としています。

#### （用語の定義）

第2条 この条例において使われる用語は、次のように定義します。

- （1）町民 「町民」とは、町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内に事務所を有する法人その他の団体を言います。
- （2）町民参加 「町民参加」とは、町の計画や政策の立案から町民の意見が反映されることや、まちづくりへのさまざまな形での町民の活動を言います。
- （3）協働 「協働」とは、町民、議会、行政が、それぞれの役割と責任を自覚して、互いを尊重し、協力してまちづくりに取り組むことを言います。

#### （町民参加の原則）

第3条 町民は、まちづくりの主体であり、町政に関する情報を知る権利をもっており、町の政策や計画などのさまざまなまちづくりに参加する権利と責務をもっています。

- 2 町民は、まちづくりへの参加について平等の権利をもっており、社会的または経済的環境の違いや、性別、国籍、信条、心身の状況などにより、差別されません。
- 3 まちづくりへの参加は、町民の自主的な行動であり、参加、不参加による差別的な扱いを受けません。
- 4 満20歳未満の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利があります。

( 行政の責務 )

第4条 町長は、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民、議会と協働して、この条例の理念の実現に努めます。

- 2 町職員は、自らも地域の一員であることを認識して、職務能力の向上に努めるとともに、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
- 3 町の執行機関は、積極的に町政に関する情報をわかりやすく提供し、まちづくりへの町民参加の推進をはかります。

( 町民の責務 )

第5条 町民は、地域の一員として自らの発言と行動に責任をもって、互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。

( 議会の責務 )

第6条 議会は、町民に選ばれた議員による清水町の最高意志決定機関であり、町民の意志が町政に反映されるように努めます。

- 2 議会は、町民の代表として、行政が公正に運営されているかどうかを調査、監視するとともに、行政と協力してより良いまちづくりを推進します。
- 3 議会は、議会活動についての情報を、町民にわかりやすく説明する責任があります。

( 情報の共有と提供 )

第7条 町の行政や財政、まちづくりについての情報は、町民すべてが共有するものとします。

- 2 町は、町政にかかわる情報を、町民に対してわかりやすく提供しなければなりません。

( 個人情報の保護 )

第8条 個人情報については、個人の権利や利害などが損なわれることがないように、保護します。

( 委員等の公募 )

第9条 町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれに類する組織の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。

- 2 前項の委員を選出する際には、幅広い意見を取り入れるために、男女の比率や地域、年齢に配慮した人材の登用に努めなければなりません。

( 説明責任 )

第10条 町は、町の行政、財政、条例、事業評価などについて、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

- 2 町は、町民からの意見や要望に対して、速やかに回答し、わかりやすく説明しなければなりません。

(町民意見提出制度)

第11条 町は、重要な計画や政策の策定、条例の制定などに際しては、事前に広く町民の意見を求めるために、町民が意見を提出できる制度を設けます。

- 2 町は、この制度に基づいて提出された意見や提言について速やかに公表するとともに、その意見を尊重しなければなりません。

(住民投票)

第12条 町民は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて有権者の50分の1以上の者の連署をもって、町長に対して住民投票を請求することができます。

- 2 議員は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を発議することができます。
- 3 町長は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて、前2項及び自らの発議により、議会の議決を経て住民投票を実施することができます。
- 4 町長と議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 5 住民投票の実施に必要な手続や事項は、別に定めます。

(条例の位置づけ)

第13条 この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、他の条例や規則などの制定に際しては、この条例の理念と目的を最大限に尊重しなければなりません。

(条例の見直し)

第14条 町は、この条例の内容がどのように行政に反映しているかを町民参加の下に検証し、必要が生じた場合は遅滞なくこの条例を見直します。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

まちづくり基本条例条文（たたき台）に対して各委員から出された意見・疑問・提言など

条・見出し	条文たたき台の記載等	ご意見・疑問・提言など
前文		前文の置く意味を明確にして欲しい。
前文		「日高山脈のふもと～４章」削除してはどうか。
前文	平成１４年に開町１００年を迎えました。	記載の必要はないと思う。１００年を迎えたことと、この条例の策定を結びつけなくても良いのではないか。
前文	町民憲章の１章から４章	町民憲章の制定のねらいや理想がうたわれているので、他の法令や憲章の条文を重複させる必要はないと思う。
前文		４章の次行「けれども」次々行「ですから」を削除。
前文	近年世界情勢... 私たちは...参加してきませんでした	前文自体あまり改正すべきではないと思うので、「近年」などのうたいこみは避けた方が良いと思う。町民憲章の理想を実現するためには、様々な課題や社会の変化に対し、町民こそがまちづくりの主体（もっと馴染みやすい表現で）であることを意識し、協働のまちづくりが求められていることが明記されれば良いと思うので「参加してきませんでした」は言わなくても良いと思う。
前文	私たちは...参加してきませんでした	条例＝行政的なもの。その意味からすると、違和感のある文章に感じる。
第１条 （条例の目的）	情報を共有し	個人情報保護しながら、住民参加に必要な情報の公開を求め共有する。
第１条 （条例の目的）	この条例は、町民・議会・行政が互いに尊重し、町民を主体とした協働のまちづくりを行うために、情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本原則を定め、もって町民福祉の実現を図	「町民主体の町政の推進」が基本であると考え加えました。 「基本的ことがら」を「町政運営の基本原則」と明確にするために加えました。

	ることを目的としています。	
第2条 (用語の定義)	町内に事務所を有する	「町内で活動する」が良いと思う。 若しくは、町民の定義自体必要ないのではとも思います。
第2条 (用語の定義)	(2) 町民参加 「町民参加」とは、町の計画や政策立案への参加により町民の意思が積極的に反映されることや、さまざまな形での町民の活動を言います。	「町の計画や政策立案への参加」を基本原則とし明確に表現しました。
第3条 (町民参加の原則)	まちづくりの主体	「主体」という言葉についてもっと馴染みやすい表現で。
第4条 (行政の責務) 第5条 (町民の責務)		第1条との関連で第4条(行政の責務)を第5条に、 第5条(町民の責務)を第4条に整理する。
第4条 (行政の責務)	町長は、この条例に定める町政の理念及び原則並びにこれらに基づいて創設される制度を遵守して町政を推進し、もって町の代表者として町民に対する自己の直接の政治責任を果たします。 2 町長は、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民・議会と協働して、この条例の理念の実現に努めます。	町長の責務を「明確化」し加えました。
第5条 (町民の責務)	町民は、この条例で定める知る権利及び参加の権利等を積極的に行使して、地域の一員として自らの発言と行動に責任をもち、基本的人権の尊重のうちに互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。	町民の権利を「明確化」し加えました。
第5条 (町民の責務)		「町民も積極的に参加する」ことが必要であることを明記すべきでは

<p>第6条 (議会の責務)</p>	<p>(議員の責務) 第6条 議員は、この条例に定める町政の理念及び原則並びにこれらに基づいて創設される制度を遵守して町政を推進し、もって町民の利益を代表する合議制機関の一員として町民に対する自己の直接の政治責任を果たします。 2 議員は、前項に規定する任務を遂行するため、町民と連携し、かつ、町長との行政機関との緊張関係を維持して、常に議会改革を推進します。</p>	<p>(議会の責務)を(議員の責務)に変更します。 第1項を削除し、新たに左記の条文を加え、以下、繰り下げます。</p>
<p>第7条 (情報の共有と提供)</p>		<p>2項、町民に対して「迅速に」とか「すばやく」など情報を早く伝えることが必要では</p>
<p>第7条 (情報の共有と提供) 第8条 (個人情報の保護)</p>		<p>削除してはどうか？</p>
<p>第7条 (情報の共有と提供)</p>	<p>町民は、町が保有する情報を知る権利を有します。 2 町が保有する情報は、町民と町の共有物であって、町はこれを秘匿し、または独占的に使用してはなりません。 3 町民は、町の公共課題に関して必要な情報の作成及び公開を町に提案する権利を有します。 4 町民は、知る権利の行使に関する町の措置に不服があるときは、異議を申し立てることができます。</p>	<p>町と町民との権利関係を「明確化」し、加えました。 具体的には、第1項を削除し、左記の条文を加えました。</p>
<p>第8条 (個人情報の保護)</p>	<p>2 何人も前項に関する町の措置に不服があるときは、異議を申し立てることができます。 3 町は、町民個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等に関して、適切な措置を講じなければなりません。</p>	<p>町の責務の「明確化」と、個人の権利を加えました。</p>

<p>第9条 (委員等の公募)</p>	<p>(町民参加の権利) 第9条 すべての町民は、主権者として町政に参加する権利を有します。 (参加機会の保障) 第10条 町は、次に掲げる町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案に当たっては、案の決定に至るまでの手続き、必要な情報の作成及び公開、町民参加の方法等を明らかにして、全町的な観点から町民参加を推進しなければなりません。 (1) 総合計画、分野別の政策の基本的な計画の策定及び改定。 (2) 政策を効果的、効率的に推進するための政策評価の実施。 (3) 町政運営の基本方針や政策の基本方針を定める条例案の立案。 (4) 町民に義務を果たし、または町民の権利を制限する条例案の立案。 (5) 町民生活に大きな影響を及ぼすことが予測される問題に係る意思決定等。 2 町は、町民参加の記録を作成し、保存し、及び公開しなければなりません。</p>	<p>町民参加の手法が、単なる委員等の公募に終わらすことなく、積極的に「町民参加の権利」と「参加機会の保障」を加えました。 これらにより、町政の基本的事項の決定プロセスに、町民の意思が入り、文字通り「協働」のまちづくりに近づける条文としました。</p>
<p>第10条 (説明責任)</p>	<p>町は、町政に関して町民に積極的に説明する責任を負うとともに、町民の説明の求めに対して誠実に応答する責任を負うものとします。</p>	<p>町の責任の「明確化」のために第1項の前段に、左記の条文を加えます。</p>
<p>第10条 (説明責任)</p>		<p>「意思決定の過程」を追加しては。</p>
<p>第12条 (住民投票)</p>		<p>他の町村で「満18歳以上の50分の1以上の連署」とありますが、18歳で職についている人も少なくないと思うので変えることは可能でしょうか。</p>
<p>第14条 (条例の見直し)</p>		<p>3年ないし5年といった期限を明確化し、組織を作ることも明確に</p>

		すべきでは。
第14条 (条例の見直し)		年数、3～4年の具体化 但し書きで「不都合を生じた場合遅滞なく」の文言を入れる。
第14条 (条例の見直し)		見直しの具体的年限が必要。この条例がまちづくりに活かされているか検証する機会になることと、この条例が他の条例の基本となっているか確認することが出来ると思う。 その際には行政評価などを盛り込み色々なことを検証できる機会に出来ればよいと思う。
		政策決定段階での住民参加のルールとして、行政の政策決定システムの明確化と評価手法を取り入れていただきたい。 その上で、町民が政策形成段階で入れるメカニズムとして奈井江町の「百人委員会」や高知市の「まちづくりを一緒にやろうや条例」第6章の「市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会」を模倣したような委員会の設置の条文化を検討していただきたい。
		「まちづくり基本条例」の要旨を、「カード」または「チラシ」にして、全戸配布するなど、施行にあたって、何か工夫が必要ではないか？

(仮称)清水町まちづくり基本条例条文素案 各委員からの意見・提言等整理結果

条	条文素案	削除・追加・修正の内容	訂正の事由
前文	<p>昭和41年11月に町民自らが策定した町民憲章は町民みんなの誓いであり、その理想は、今日でも私たちの願いです。</p> <p>先人たちから受け継いだ豊かな自然環境を守り育て、誰もが安心して暮らせる安全な地域をつくっていくことは、私たちの務めでもあります。</p> <p>これからの時代は、私たち町民こそがまちづくりの主役であることをはっきりと意識し、町民と行政、議会という立場にとられず、誰もが清水町を担っている大切な一員であるという原点に立って、みんなで情報を共有し、互いに尊重し合い、助け合い、協働し、一人ひとりがそれぞれの立場で、まちづくりに参加することが求められています。</p> <p>それこそが本当のまちづくりであり、民主主義の基本であると考えます。</p> <p>このような考えに基づき、私たち自身が一步步成長し、次の世代に残せる住みよい町を築いていくことを目指し「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念を実現するために、この条例を定めます。</p>	<p>町民憲章について「町民自らが策定した」「みんなの誓い」と表記した。</p> <p>「主役」という言葉は総合計画で使われており、ことばとして統一された。</p>	<p>町民憲章はその制定について、世論調査行い、回答者が全員賛成したこと。町民各層から30名を制定委員に委嘱し、草案を策定し町長に答申、議会の承認を得て公布されたので、「町民自ら策定した」「みんなの誓い」とした。</p>
第1条 (条例の目的)	<p>この条例は、町民、議会、行政が、互いに尊重しあい、町民を主役とした協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本的なことがらを定め、もって町民福祉の実現を図ることを目的としています。</p>	<p>「町民を主役とした」を削除</p> <p>「、もって町民福祉の実現を図る」を削除</p>	<p>前文で「町民こそがまちづくりの主役」と謳っているので、重複するので削除した。</p> <p>「協働のまちづくりを行うために」続く言葉なので「基本的なことがらを定める」ことが目的であり、「町民福祉の実現」は文章として不要。地治法1条の2に「住民の福祉の向上」が謳われている。</p>
第2条 (用語の)	<p>この条例において使われる用語は、次のように定義します。</p> <p>(1)町民 「町民」とは、町内に在住、在勤又は在学する個</p>	<p>「で活動する」「その他の」を削除</p>	<p>「で活動する」とすると範囲が広く曖昧になる。解説などでは事務所を有する法人、活動拠点、連絡先などがある</p>

(仮称)清水町まちづくり基本条例条文素案 各委員からの意見・提言等整理結果

<p>定義)</p>	<p>人及び町内で活動する法人、その他の団体を言います。          (2) 町民参加 「町民参加」とは、町の計画や政策立案への参加により町民の意思が積極的に反映されることや、まちづくりへのさまざまな形での町民の活動を言います。          (3) 協働 「協働」とは、町民、議会、行政が、それぞれの役割と責任を自覚して、互いを尊重し、協力してまちづくりに取り組むことを言います。</p>	<p>「への参加により」「積極的に」を削除</p>	<p>団体など定着性があるものとする。          「その他の」は不要な言葉なので削除。          「町民参加」を説明する際に「参加により」という言葉を重ねると意味が不明となる。          「積極的」は用語の説明の項なので、「意思」は不要。</p>
<p>第3条          (町民参加の原則)</p>	<p>町民は、まちづくりの主役であり、町政に関する情報を知る権利をもっており、町の政策や計画などのさまざまなまちづくりに参加する権利と責務をもっています。          2 町民は、まちづくりへの参加について平等の権利をもち、社会的または経済的環境の違いや、性別、国籍、信条、心身の状況などにより、差別されません。          3 まちづくりへの参加は、町民の自主的な行動であり、参加、不参加による差別的な扱いを受けません。          4 満20歳未満の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法で、まちづくりに参加する権利があります。</p>		
<p>第4条          (町民参加の保障)</p>	<p>町は別表に定めるまちづくりの基本となる計画や条例の立案、重要な政策の決定に当たっては、町民参加に必要な情報の公開、案の決定に至るまでの手続き、町民参加の方法を明らかにして、町民のまちづくりへの参加を推進しなければなりません。          別表(第4条関係)  <del>—総合計画、分野別の政策の基本的な計画の策定及び改定—</del>  <del>—政策を効果的、効率的に推進するための事業評価の実施—</del>  <del>—町政運営の基本方針や政策の基本方針を定める条例案の立案—</del>  <del>—町民に義務を果たし、または町民の権利を制限する条例案の立</del></p>	<p>具体的な項目を上げた「別表」の部分を削除し、「重要な政策の決定」「町民参加に」を加えた</p>	<p>別表で上げられていた各項目を簡素に集約して本文に加えた。解説等では具体的に列挙する。          (提言の文面整理について)          「町政の基本的な事項を定める計画」について、条文全体での表記の統一から「まちづくりの基本となる計画」とした。          必要な情報の「作成」は、情報公開条例に規定する事項と考え削除した。          「全町的な観点から」は必要性は低いと考え削除した。</p>

(仮称)清水町まちづくり基本条例条文素案 各委員からの意見・提言等整理結果

	案— —町民生活に大きな影響を及ぼすことが予測される問題に係る意思決定等—		
第5条 (町民の責務)	町民は、地域の一員として自らの発言と行動に責任をもち、まちづくりに積極的に参加し、町民同士互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。	「町民同士」を削除	「町民は...互いに協力して」で言葉が重複しているので「町民同士」は削除とした。
第6条 (行政の責務)	町長は、町の代表者として、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民、議会と協働して、この条例の理念の実現に努め、 自らの直接の政治責任を果たします。 2 町職員は、自らも地域の一員であることを認識して、職務能力の向上に努めるとともに、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。 3 町は、地域活動や地域の奉仕活動を尊重し支援します。 4 町の執行機関は、積極的に町政に関する情報をわかりやすく提供し、まちづくりへの町民参加の推進をはかります。	「町の代表者として」を加え「積極的に」削除  「自らの直接の政治責任を果たす」を削除	(提言の文面整理について) 「この条例に定める町政の理念、原則...制度を遵守して町政を推進」については「この条例の理念の実現に努める」とことと解釈し「町の代表者」を加え1項に整理をした。  「自らの直接の政治責任を果たす」について、この条例の目的は「協働のまちづくりのため、基本的なことがらを定める」ことなのでそぐわない。また、明確に意味を説明できない。
第7条 (議会の責務)	議会は、町民の代表として、行政が公正に運営されているかどうかを調査、監視するとともに、町民、行政と協働して、より良いまちづくりを推進しますこの条例の理念実現に努めます。 2 議会は、議会活動についての情報を、町民にわかりやすく説明する責任がありますしなければなりません。 <del>3 議員は、町民の利益を代表する合議制機関の一員として、この条例の理念の実現に努め、自らの直接の政治責任を果たします。</del> 4 議員は、前項に規定する任務を遂行するため、町民と連携し、かつ、町長との行政機関との緊張関係を維持して、常に議会改革を推進しなければなりません。	「町民」を加え、「協力」を「協働」に訂正。「より良いまちづくりを推進します」を「この条例の理念の実現に努めます」に訂正した。 「責任があります」を「しなければなりません」に訂正した。 3項4項を削除して「議員」の責務の条文を加えた。	条文全体での言葉の統一を図った。  「自らの政治責任を果たす」は第6条と同様に削除。 「行政との緊張関係」は、この条例は「敵対する関係」より「連携、協働する関係」を基本としているので対立を強調する内容は避けるべきなので削除した。 「議会改革を推進」は、どのような改革かの目標が必要であり、反発も予想される。「協働」が基本なので削除した。 いずれも条例の目的にそぐわない内容なので削除とした。 議員の役割としては、町民の個々の意思を行政へ伝え、反映させることが考えられるので、町民との連携につ

(仮称)清水町まちづくり基本条例条文素案 各委員からの意見・提言等整理結果

	3 議員は町民の利益を代表して、行政へ町民の意思が反映されるよう連携に努めます。		いて3項の条文を加えた。
第8条 (情報の共有と提供)	<del>町民は、町が保有する情報について知る権利を有します。</del> 2 町の行政や財政、まちづくりについての情報は、町民すべてが共有するものとします。 3 町は、町政にかかわる情報を、町民に対して、わかりやすく速やかに提供しなければなりません。	「町民は、町が保有する情報について知る権利を有します。」を削除	第3条第1項と重複するので削除した。
第9条 (個人情報保護)	町は、個人の権利や利害などが損なわれることがないよう、個人情報保護をします。		
第10条 (委員等の公募)	町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれに類する組織の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。 2 前項の委員を選出する際には、幅広い意見を取り入れるために、男女の比率や地域、年齢に配慮した人材の登用に努めなければなりません。		
第11条 (説明責任)	町は、町の行政まちづくりの基本となる計画、財政、条例、事業評価などの内容や、重要な政策の意思決定過程について、町民に積極的にわかりやすく説明しなければなりません。 2 町は、町民からの意見や要望に対して誠実な速やかに回答をし、速やかにわかりやすく説明しなければなりません。	「町の行政」を「まちづくりの基本となる計画」に訂正。 「の内容」を加えた。	条文全体での言葉の統一を図った。 「の内容」を加え、諸計画、予算、決算、条例の制定改廃、事業評価の内容についての説明と、重要な政策については意思決定過程までを説明の範囲とした。 2項の訂正は、わかりやすいように文言の整理をした。
第12条 (町民意見提出制度)	町は、重要な計画や政策の策定、条例の制定などに際しては、事前に広く町民の意見を求めるために、町民が意見を提出できる制度を設けます。 2 町は、この制度に基づいて提出された意見や提言について速やかに公表するとともに、その意見を尊重しなければなりません。		他の条文では「町民の意思」と記載しているが、制度としてある事項に対してのコメントをいただくということから、この条項は「意見」と表記する。

(仮称)清水町まちづくり基本条例条文素案 各委員からの意見・提言等整理結果

<p>第 13 条 (住民投票)</p>	<p>町民は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて有権者の50分の1以上の者の連署をもって、町長に対して住民投票を請求することができます。</p> <p>2 議員は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を発議することができます。</p> <p>3 町長は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて、前2項及び自らの発議により、議会の議決を経て住民投票を実施することができます。</p> <p>4 町長と議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>5 住民投票の実施に必要な手続や事項は、別に定めます。</p>		
<p>第 14 条 (条例の位置づけ)</p>	<p>この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、他の条例や規則などの制定に際しては、この条例の理念と目的を最大限に尊重しなければなりません。</p>		
<p>第 15 条 (審査会の設置)</p>	<p>町は、この条例がどのように行政に反映されているかを審査するための審査会を別に設けます。</p>		<p>この条例に規定していることらについて、実行されているかどうかを点検する組織の設置を規定した。</p>
<p>第 16 条 (条例の見直し)</p>	<p>町は、施行後3年を越えない期間ごとに、この条例が協働のまちづくりの推進のためふさわしいかを見直します。</p>		<p>町政運営の状況や社会情勢の変化等から、この条例の条文の見直しについて、3年を越えない期間ごとに行うことを規定した。</p>
<p>第 17 条 (委任)</p>	<p>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。</p>		

(仮称)清水町まちづくり基本条例素案に対する町民からの意見・提言等整理結果

条	条文素案	意見・提言の内容	意見・提言への対応
前文	<p>昭和41年11月に町民自らが策定した町民憲章は町民みんなの誓いであり、その理想は、今日でも私たちの願いです。</p> <p>先人たちから受け継いだ豊かな自然環境を守り育て、誰もが安心して暮らせる安全な地域をつくっていくことは、私たちの務めでもあります。</p> <p>これからの時代は、私たち町民こそがまちづくりの主演であることをはっきりと意識し、町民と行政、議会という立場にとらわれず、誰もが清水町を担っている大切な一員であるという原点に立って、みんなで情報を共有し、互いに尊重し合い、助け合い、協働し、一人ひとりがそれぞれの立場で、まちづくりに参加することが求められています。</p> <p>それこそが本当のまちづくりであり、民主主義の基本であると考えます。</p> <p>このような考えに基づき、私たち自身が一步步成長し、次の世代に残せる住みよい町を築いていくことを目指し「町民誰もが参加する協働のまちづくり」という理念を実現するために、この条例を定めます。</p>	<p>・「昭和41年11月に」は条例にそぐわない文言なので、削除し、町民憲章の後ろに「(昭和41年11月制定)」と記載すべき。</p>	<p>『町民憲章(昭和41年11月制定)は町民自らが策定したみんなの誓いであり、その理想は...』に修正する。</p> <p>「町民と行政、議会という立場にとらわれず」を「町民、行政、議会が立場にとらわれず」に修正する。</p>
第1条 (条例の目的)	<p>この条例は、町民、議会、行政が、互いに尊重しあい、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本的なことがらを定めることを目的としています。</p>	<p>・前文での記載の順序から、「町民、行政、議会」とすべき。</p>	<p>前文の順番に合わせて『この条例は、町民、行政、議会が、...』とする。</p>
第2条 (用語の定義)	<p>この条例において使われる用語は、次のように定義します。</p> <p>(1)町民 「町民」とは、町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内法人、団体を言います。</p> <p>(2)町民参加 「町民参加」とは、町の計画や政策立案に町民の意思が反映されることや、まちづくりへのさまざまな形</p>		

(仮称)清水町まちづくり基本条例素案に対する町民からの意見・提言等整理結果

	<p>での町民の活動を言います。</p> <p>(3) 協働 「協働」とは、<u>町民、議会、行政</u>が、それぞれの役割と責任を自覚して、互いを尊重し、協力してまちづくりに取り組むことを言います。</p>	<p>・第1条と同様に、前文での記載の順序から、「町民、行政、議会」とすべき。</p>	<p>同様に前文と合わせて『「協働」とは、町民、行政、議会が、...』とする。</p>
<p>第3条 (町民参加の原則)</p>	<p>町民は、まちづくりの主役であり、町政に関する情報を知り権利をもっており、町の政策や計画などのさまざまなまちづくりに<u>参加する権利と責務</u>をもっています。</p> <p>2 町民は、まちづくりへの参加について平等の権利をもち、社会的または経済的環境の違いや、性別、国籍、信条、心身の状況などにより、差別されません。</p> <p>3 まちづくりへの参加は、<u>町民の自主的な行動</u>であり、参加、不参加による差別的な扱いを受けません。</p> <p>4 <u>満20歳未満の町民は、それぞれの年齢にふさわしい方法</u>で、まちづくりに参加する権利があります。</p>	<p>・「責務」とは、何を意味するのか？3項では「参加は自主的な行動」と規定しているが、参加を指名された町民は、参加を拒んではならないということか？</p> <p>・第4項について、なぜ、年齢制限が必要か？この条項の目的は？</p> <p>・「20歳未満の町民も」と記載すべきでは。</p>	<p>町民は、行政にお任せでなく、自ら行動しまちづくりに参加する責任があるという意味で「責務」という文言を入れていた。「権利と責務」はセットという考えでもあるが、第5条に「町民の責務」が規定されているので、その条文に委ね、「参加する権利をもっています。」に修正する。</p> <p>「20歳未満」に制約を設けている訳ではなく、20歳未満の町民の権利も保障しようという意味を表している。素案のままとする。</p>
<p>第4条 (町民参加の保障)</p>	<p><u>町</u>はまちづくりの基本となる計画や条例の立案、重要な政策の決定に当たっては、町民参加に必要な情報の公開、案の決定に至るまでの手続き、町民参加の方法を明らかにして、町民のまちづくりへの参加を推進しなければなりません。</p>		
<p>第5条 (町民の責務)</p>	<p>町民は、地域の一員として自らの発言と行動に責任をもち、まちづくりに積極的に参加し、互いに協力してこの条例の理念の実現に努めます。</p>		
<p>第6条 (行政の責務)</p>	<p><u>町長</u>は、町の代表者として、公正かつ誠実に<u>町政</u>の執行に当たり、町民、議会と協働して、この条例の理念の実現に努めます。</p> <p>2 <u>町職員</u>は、自らも地域の一員であることを認識して、職務能力の向上に努めるとともに、誠実かつ効率的に職務を遂行</p>	<p>・50年100年後の将来も考え「計画的にまちづくりの均衡を考えた町政」の字句の追加。</p> <p>・第2項の冒頭、「町職員」</p>	<p>第4条において、町民の参加を得て、計画や条例の立案、重要な政策が決定されていく事となるので、「将来を見据えた均衡ある町政」という意味は含まれていると思うので、素案のままとする。</p> <p>町民から見ると「町職員」の方がわかりやすく、</p>

(仮称)清水町まちづくり基本条例素案に対する町民からの意見・提言等整理結果

	<p>しなければなりません。</p> <p>3 <u>町</u>は、地域活動や地域の奉仕活動を尊重し支援します。</p> <p>4 <u>町の執行機関</u>は、積極的に町政に関する情報をわかりやすく提供し、まちづくりへの町民参加の推進をはかります。</p>	<p>は「職員」で良いのでは。</p>	<p>町民に雇われているという意味合いも出ると思う。職員というと任命権者(町長)が雇用しているという感じがする。</p>
<p>第7条 (議会の 責務)</p>	<p>議会は、<u>町民の代表</u>として、行政が公正に<u>運営</u>されているかどうかを調査、監視するとともに、町民、行政と協働して、この条例の理念実現に努めます。</p> <p>2 議会は、議会活動についての情報を、町民にわかりやすく説明しなければなりません。</p> <p>3 <u>議員は町民の利益を代表して</u>、行政へ町民の意思が反映されるよう連携に努めます。</p>	<p>・「町民の代表」を「町の議決機関」とすべき。</p> <p>・「計画的に運営」の字句の追加。</p> <p>・3 項の冒頭「議会議員」とすべき。</p> <p>・「町民の利益を代表して」を「町民の福祉向上のため」にすべき。</p> <p>・「町民の利益を代表して」は、一部の町民利益を行政に無理強いする議員を想像してしまう。削除が適当。</p> <p>・「町民の利益を代表して」を「町の将来(もしくは未来)を考えて」等の言葉に変更しては。</p>	<p>・「議決機関」という言葉は硬いので、なじまない。</p> <p>・議会は、議員個々の集まりを総称しているのみで、法人格があるようなものではない。「町民の代表として」を削除する。</p> <p>・議会が監視役として、行政が「公正に」行われているかという意味なので、「計画的に」という部分も必要と考え追加する。</p> <p>・「議員」は「議会」という言葉がなくても「議会議員」ということは特定できるので、「議員」のままとする。</p> <p>・「町民の利益を代表して」という表現が誤解を招くのであれば「町民の声」「町民の代表」などに変えてはどうかとの意見もあったが、議員の役割をうたっていると思うので、「議員は町民を代表して」に修正する。</p>
<p>第8条 (情報の 共有と提 供)</p>	<p>町の行政や財政、まちづくりについての情報は、町民すべてが共有するものとします。</p> <p>2 <u>町</u>は、町政にかかわる情報を、町民に対して、わかりやすく速やかに提供しなければなりません。</p>		

(仮称)清水町まちづくり基本条例素案に対する町民からの意見・提言等整理結果

<p>第9条 (個人情報 保護の保護)</p>	<p>町は、個人の権利や利害などが損なわれることがないように、 個人情報を保護します。</p>	<p>・意思としての「します」ではなく、義務として「しなければなりません」とすべき。</p>	<p>・個人情報保護条例では、義務として「しなければなりません」という表現になっているが、この条例の効力に変化はないと思うので素案のままとする。</p>
<p>第10条 (委員等 の公募)</p>	<p>町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれに類する組織の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければなりません。 2 前項の委員を選出する際には、幅広い意見を取り入れるために、男女の比率や地域、年齢に配慮した人材の登用に努めなければなりません。</p>		
<p>第11条 (説明責任)</p>	<p>町は、まちづくりの基本となる計画、財政、条例、事業評価などの内容や、重要な政策の意思決定過程について、町民に積極的にわかりやすく説明しなければなりません。 2 町は、町民からの意見や要望に対して速やかに回答し、わかりやすく説明しなければなりません。</p>		
<p>第12条 (町民意見提出制度)</p>	<p>町は、重要な計画や政策の策定、条例の制定などに際しては、事前に広く町民の意見を求めるために、町民が意見を提出できる制度を設けます。 2 町は、この制度に基づいて提出された意見や提言について速やかに公表するとともに、その意見を尊重しなければなりません。</p>		
<p>第13条 (住民投票)</p>	<p>町民は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて有権者の50分の1以上の者の連署をもって、町長に対して住民投票を請求することができます。 2 議員は、政策の決定や変更について重要と認めることがらについて議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を発議することができます。</p>		

(仮称)清水町まちづくり基本条例素案に対する町民からの意見・提言等整理結果

	<p>3 <u>町長</u>は、政策の決定や変更について重要と認めることについて、前2項及び自らの発議により、議会の議決を経て住民投票を実施することができます。</p> <p>4 <u>町長と議会</u>は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>5 住民投票の実施に必要な手続や事項は、別に定めます。</p>		
第14条 (条例の位置づけ)	この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、他の条例や規則などの制定に際しては、この条例の理念と目的を最大限に尊重しなければなりません。		
第15条 (審査会の設置)	<u>町</u> は、この条例がどのように行政に反映されているかを審査するための審査会を別に設けます。		
第16条 (条例の見直し)	<u>町</u> は、施行後3年を越えない期間ごとに、この条例が協働のまちづくりの推進のためふさわしいかを見直します。		
第17条 (委任)	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。		

・第4条、第6条3項、第8条2項、第9条、第11条1項、2項、第12条1項、2項、第15条、第16条で「町は」という表現で町の責務をうたっている。一方、第6条1項、第13条3項では「町長は」、第6条4項では「町の執行機関」と、いずれも町行政機関、代表の責務を3種類の言葉で規定している。3種類に分けて表現している理由を教えてください。

・「町は」との条文表記が必要であれば、第2条(用語の定義)で「町」の定義をしておくべきでは。

～「町」とは、一般的に教育委員会や農業委員会を含めた「役場」を指すと思うが、「町の重要な計画」「財政」「条例の制定」など条文に規定している内容が教育委員会や農業委員会に該当しない部分もあるため、この条例では「町」とは町長が執行する補助機関を表すこととし、「教育委員会」「農業委員会」などを含める場合は「町の執行機関」と表現することとした。解説の中で説明を入れるようにし、用語の定義には定義し切れないと思うので、規定しないこととした。

「町長」は「町の代表者」としての責務などを規定しているので、「町」「町の執行機関」と区別している

(仮称)清水町まちづくり基本条例素案の周知・浸透策などについて各委員からの意見等

条例素案の周知、趣旨の浸透策について

- ( 1 ) 提言前に検討委員会でフォーラム等を実施する。  
 ( ) 検討委員会では行わない。  
 ( 3 ) 提言後、町が実施するのが望ましい。  
 ( 2 ) その他
- ・ 提言後実行委員会が主催し、町が後援して実施する。
  - ・ 条例モニターを設置して毎年、まったく違うメンバーでまちづくり基本条例の評価を  
 すると、町民に条例のことを知ってもらえ、まちづくりに関心を持ってもらえるので  
 は？(町実施と重複の提案)

・実施する場合の具体的周知・浸透策とその目的

内 容	委員、事務局、傍聴者や関心ある町民が実行委員になり、フォーラムを開催し、自分たちの地域の現状を踏まえて、なぜ条例を策定するのかを十分論じて、策定の最終的責任者となる町長とそのことを確認し合える場としたい。
目 的	政策形成段階での情報提供や意見の求め方の基本ルールの確立により、情報の共有化と町民参加による積極的なまちづくりの推進が図られるよう条例の趣旨を浸透させる。
内 容	なるべく具体的な事例をベースに、条例とまちづくりの関係について、活用法について議論が広がっていくような内容。
目 的	町民にとってこの条例が身近なものであり、使いやすいものとなるよう印象付けてもらうこと。更にまちづくりへの意識形成、醸成の意。
内 容	・ 協働のまちづくりとは何か？ ・ 住民、行政、議会の責務とは何か？ の講演会
目 的	条例の趣旨の啓蒙と共に、今後のまちづくりに求められるもの(住民、行政に対して)

・その他の基本条例についての周知・浸透策についての意見等

- ・ 複数のパネラーを軸に町民（一般参加者）からも自由に討論に参加できるような「まちづくりフォーラム」を開催すると良いと感じる。
- ・ 広報しみず、インターネットの活用、ポスター、そして永久保存用にクリアファイルに条例を印字して全戸配布してはどうか。
- ・ 年数回、必ず広報しみずで最新の条例の動向、条例に係る話題を提供する。
- ・ 例年開催されている「町づくり住民大会」等の事業の中で取り組んでもらってはどうか？町のある程度の組織から出席者が期待できると思う。
- ・ 「協働のまちづくり」や「住民参加」の意味するものは何か、また、この条例ができることによって何が動き出していくのかという内容の講演会的なものを行った方が良いと思います。
- ・ 検討委員会として、本条例を策定するにあたり、素案を広報誌等により周知し、意見・提言を広く町民から募集し議論を進めてきた経過があり、本委員会として、条例の内容及び住民参加の必要性等について、フォーラム等の開催を行うことには疑問を感じる。本条例を生かすも殺すも条例制定後の行政の役割であると考える。

・ 提言書についての意見など

- ・ 本条例を生かすも殺すも条例制定後の行政の役割であると考えるので、本条例に基づいた積極的なまちづくりの推進を行う旨の附帯意見が必要と考える。
- ・ 提言した条例の案を修正する場合は、その根拠を委員会に説明することを附帯意見の一つとするべきだと思います。
- ・ 町民意見提出制度について、具体的方法を規則として盛り込むと良いと思う。